愛媛県税納税証明書交付手続きについてのご案内

グループ補助金交付申請時に提出する「納税証明書」について、グループ認定を受けた補助金 交付申請予定者が納税証明書を取得する場合は、交付の際に通常必要となる手数料(1通につき 400円)の減免を受けることができます。

また、納税証明書交付の手続きを愛媛県産業復興支援室(<u>大洲・西予・宇和島オフィス</u>)においても行うことができるようになりました。納税証明書の交付申請を行う際は、下記の必要物を用意し各オフィスまでお越しください。(※)

- ※1 従来通り管轄地方局(支局)の税務担当課へ必要書類を持参あるいは郵送することでも納税証明書の交付を受けることができます。オフィスへの郵送申請はできません。
- ※2 各オフィスでは納税証明書の即時交付はできません。

【納税証明書交付申請に必要なもの】

各オフィスで申請する場合の持参物

- ●印鑑 (法人の場合は代表者印 個人の場合は認印でも可)
- ●窓口に来られた方の本人確認ができる書類 (運転免許証・健康保険証・パスポート・個人番号カードなどいずれか一つ)
- ●領収証書・通帳等(3週間以内にお納めいただいた税金がある場合のみ)

地方局(支局)の窓口で申請する場合の持参物

- ●「愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定書」の写し
- ●印鑑(法人の場合は代表者印 個人の場合は認印でも可)
- ●窓口に来られた方の本人確認ができる書類 (運転免許証・健康保険証・パスポート・個人番号カードなどいずれか一つ)
- ●領収証書・通帳等(3週間以内にお納めいただいた税金がある場合のみ)

地方局(支局)〜郵送で申請する場合の提出物

- ●「愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定書」の写し
- ●愛媛県税納税証明書交付請求書 (愛媛県 HP からグループ補助金専用様式をダウンロードできます。)
- ●申請者本人(法人の場合は代表者)の確認ができる書類の写し (運転免許証・健康保険証・パスポート・個人番号カードなどいずれか一つ)
- ●返信用封筒(送付先を記入し、必要分の切手を貼付けしてください。)
- ●領収証書・通帳等の写し(3週間以内にお納めいただいた税金がある場合のみ)

各オフィスのお問い合わせ先

- ○大洲オフィス(旧大洲市立図書館2、4階)〒795-0012 大洲市大洲 678-1 電話番号: 0893-23-5230、5235
- ○西予オフィス(西予市役所野村総合支所 野村林業総合センター3階 会議室1) 〒797-1292 西予市野村町野村12-619 電話番号:0894-72-1620
- ○宇和島オフィス(宇和島市吉田公民館 第1、第2会議室)〒799-3703 宇和島市吉田町東小路甲106 電話番号:0895-52-3385

地方局交付窓口(郵送先)及びお問い合わせ先

- ○東予地方局税務管理課(管轄市町:四国中央市・新居浜市・西条市) 〒793-0042 西条市喜多川 796-1 電話番号: 0897-56-5880
- ○東予地方局今治支局 税務室(管轄市町:今治市・上島町)〒794-8502 今治市旭町1-4-9 電話番号:0898-23-2500
- ○中予地方局税務管理課(管轄市町:松山市・東温市・伊予市・松前町・砥部町・久万高原町) 〒790-8502 松山市北持田町132番地 電話番号089-909-8752
- ○南予地方局八幡浜支局 税務室(管轄市町:大洲市・西予市・八幡浜市・伊方町・内子町) 〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37 電話番号 0894-22-4111
- ○南予地方局税務課(管轄市町:宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町) 〒798-8511 宇和島市天神町 7-1 電話番号 0895-22-2502